

第1章 計画の基本的事項



1. 計画策定の趣旨

野々市市教育委員会では、平成24(2012)年3月に「第2次野々市市教育ユニバーサルプラン」(教育振興基本計画)を策定し、平成29(2017)年12月には中間評価及び見直しを行い、「学びと出会い 夢かなう まち」を基本理念として、計画的な教育行政の推進に努めてきました。

当該計画が令和3(2021)年度末に計画期間を終了するにあたり、これまでの考え方を継承しつつ、教育をとりまく社会状況の変化などを踏まえ、令和4(2022)年度からの10年間の教育行政の方向性や基本的な施策を総合的・具体的に進めていくことを目的として、新たに「第3次野々市市教育ユニバーサルプラン」(教育振興基本計画)を策定しました。

ユニバーサルとは、「すべての人の」という意味があります。

教育ユニバーサルプランという名前には、「教育には「すべての人」、「万人」がかかわって欲しい」という意味が込められています。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

教育基本法(抜粋)

(教育振興基本計画)

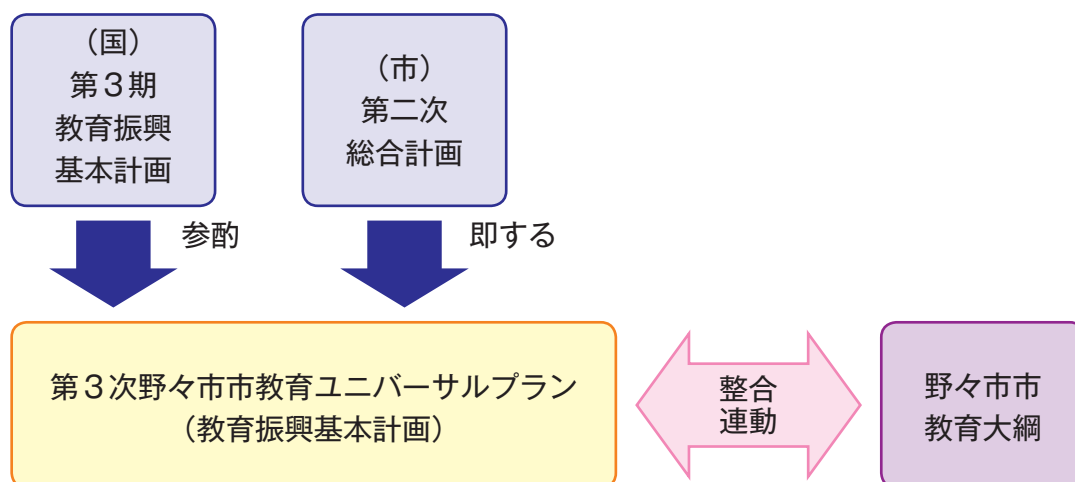
第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 本市における位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの基本指針である「野々市市第二次総合計画」における教育に関する施策を総合的かつ具体的に進めて行くための計画です。

また、市長が策定する「野々市市教育大綱」との整合性、連動性を図っております。



参考 「野々市市教育大綱」の法的な位置づけ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

3. 計画の期間、進行管理

計画の期間は、令和4(2022)年度から令和13(2031)年度までの10年間とします。

なお、社会環境の変化や市民ニーズなどを考慮し、市民と協働で中間評価(令和9(2027)年度予定)を行います。必要に応じて見直しを行います。

また、本計画を着実に推進していくため、実施した事業について、毎年度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に定める点検及び評価を有識者等の知見を活用しながら実施します。

